



平成 24 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 S P K 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 轟 富 和
(コード： 7466、東証第 1 部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 中 田 陽 市
(TEL. 06-6454-2571)

株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 24 年 6 月 21 日開催予定の当社第 141 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションの導入について

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることについて、平成 24 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションの内容

当社の取締役の報酬等の額は平成 18 年 6 月 21 日開催の第 135 回定時株主総会において、年額 200 百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、年額 20 百万円以内で付与するものであります。なお、この報酬等の額には従来どおり使用人兼務役員の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

当社の取締役に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、20,000 株の範囲内とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に取締役に対して割り当てる新株予約権の数は、200個の範囲内とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上